

# 新型コロナウイルス感染症流行下における株主総会の開催時期

令和2年4月26日

(令和2年4月29日最終更新)

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 高橋 瑛輝 弁護士 岩城 方臣

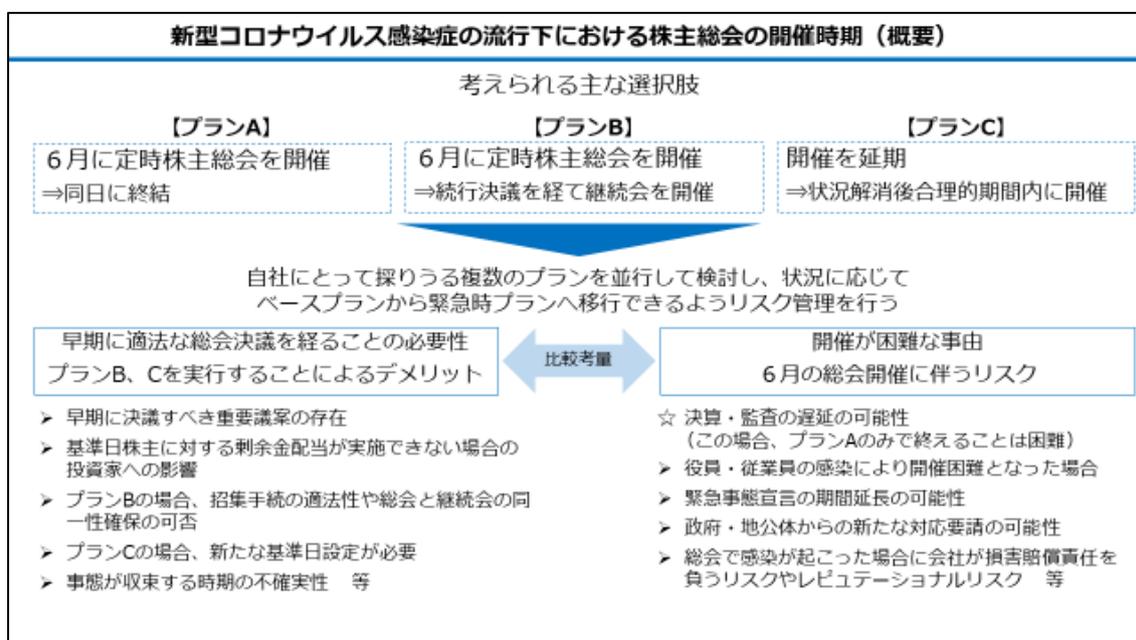
弁護士 大澤 武史 弁護士 本行 克哉

## 1 はじめに

本稿では、現在までの状況を踏まえて、定時株主総会の開催時期を判断するにあたって考慮すべき要素や法律上の論点をまとめました（本稿の概要は下記のとおりです。）。

安全かつ適法な定時株主総会開催の一助となれば幸いです。

なお、本稿では、3月末を事業年度末とし、通常6月に定時株主総会を開催する上場会社を主に念頭に置いています。また、開催時期の問題と並行してどのように開催するかについても検討を進める必要がありますが、この点については別稿「[新型コロナウイルス感染症流行下において株主総会を開催する際の対応](#)」をご参照ください。



## 2 考えられる主な選択肢

現時点において検討されている主な選択肢は以下のとおりです<sup>1</sup>。

### ① プランA（6月開催・終結）

通常どおり6月に定時株主総会を開催し、必要な報告、決議を経て同時に総会を終結するプラン

### ② プランB（継続会）

6月に定時株主総会を開催し、役員選任議案、定款変更議案等の重要な議案の決議を経ておき、続行決議（会社法317条）を経て後日継続会を開催して計算書類等の報告を行うプラン

### ③ プランC（延期）

6月の開催を見送り、新型コロナウイルス感染症の影響により開催困難な状況が解消した後、合理的な期間内に定時株主総会を開催するプラン（基準日の再設定が必要）

上記各プランを含め、現時点でどのような要素を考慮してどのようなプランを検討すべきかは株式会社によって様々であると思われませんが、現状、多くの上場会社において重要な要素は、決算・監査の手続が6月開催に間に合うかどうかではないかと思われま

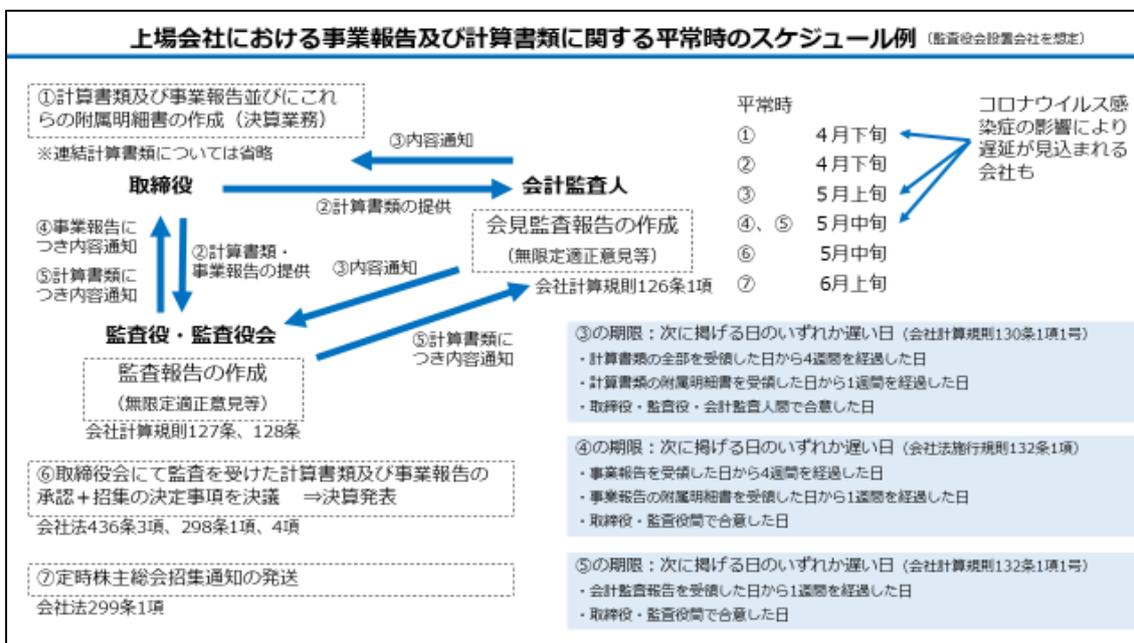
す。上場会社は、基本的には会計監査人設置会社の特則（会社法439条）の適用を受ける会社であり、その場合の事業報告及び計算書類に関する手続は以下のとおりです。

- ① 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成（会社法435条2項、連結計算書類については同法444条1項、3項）
- ② 計算書類及びその附属明細書の監査役<sup>2</sup>及び会計監査人による監査（同法436条2項1号、連結計算書類については同法444条4項）、事業報告及びその附属明細書の監査役による監査（同法436条2項2号）
- ③ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の取締役会による承認（同法436条3項、連結計算書類については同法444条5項）
- ④ 定時株主総会の招集通知に際して、株主に対して、③の承認を受けた計算書類、事業報告、監査報告及び会計監査報告を提供（同法437条、連結計算書類については同法444条6項）

<sup>1</sup> その他の選択肢として、別途臨時株主総会を開催して報告事項の報告を行う選択肢や、翌年の定時株主総会にて報告するという選択肢もあり得ますが、プランB、Cと比べ、実務上のデメリットや理論的な課題等があることから現状では有力な選択肢とはなっていないように思われます。

<sup>2</sup> 監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会となります。以下同じ。

- ⑤ 計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出又は提供し、これらの内容を報告（会社法 438 条 1 項、3 項、439 条、連結計算書類については同法 444 条 7 項）



したがって、会社による決算業務や監査役及び会計監査人による監査が終了しない場合、定時株主総会の招集に際して上記書類を株主に提供することができず、定時株主総会での報告もできないこととなります。

また、当然ながら、定時株主総会を予定通り開催することに拘るあまり、従業員や会計監査人に対して、決算業務や監査業務を予定通り実施することを事実上強要するような対応を取ってははいけません<sup>3</sup>。

そのため、現時点で大きく分けるとすれば、

- ① 決算・監査手続が予定通り進んでいるため、プラン A をベースプランとして「規模縮小、時間短縮、濃厚接触回避」を念頭に検討を進めつつ、今後の緊急事態が発生するリスクに備えて、プラン B 又は C を検討する会社
- ② 決算・監査手続の進捗が不透明であるため、プラン A とプラン B 又は C を同時並行で検討する会社
- ③ 決算・監査手続が予定通り終了しない見込みであることから、プラン B 又は C をベースプランとして検討又は決定している会社

<sup>3</sup> 日本公認会計士協会の会長記者会見（令和 2 年 4 月 21 日）でも、新型コロナウイルスの感染拡大による監査作業の遅れを受けて、株主総会や決算発表の延期といった対策について、企業に積極的な検討を求めるとの方針が示されました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会による「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査および株主総会の対応について」（令和 2 年 4 月 15 日）においても、「当初予定したスケジュールの形式的な遵守に必要以上に拘泥するときは、関係法令が確保しようとした実質的な趣旨をかえって没却することにもなりかねない」旨指摘されています。

等が考えられます<sup>45</sup>。

以下では、プラン B 又は C に関するメリット・デメリットや法的な論点について検討します。

### 3 続行決議を経て継続会を開催する選択肢（プラン B）<sup>6</sup>

#### （1）プラン B のメリット

プラン B のメリットとしては主に以下のようなものが考えられます。

- ・ 継続会開催にあたって新たな基準日の設定は不要。
- ・ 定款所定の基準日株主（3 月末時点の株主）が議決権行使可能。
- ・ 役員選任など会社の事業継続上の重要事項について株主の選任を得ることが可能。

#### （2）プラン B のデメリット

他方、プラン B のデメリットとしては以下のようなものが考えられます。

- ・ 物理的には 2 回の株主総会を開催する必要。  
会場手配の負担はあり得るものの、継続会については招集手続が不要であり、その点の経済的負担はありません。但し、継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を送信するなどして、株主に十分な周知を図ることが望ましい場合もあり、この場合には別途費用が発生します。

#### （3）会社法上の論点

##### ア 招集通知に計算書類等を添付できない場合

前述のとおり、定時株主総会の招集通知に際しては、株主に対して、取締役会の承認を受けた計算書類、監査報告、会計監査報告等を提供する必要がありますが（同法 437 条、連結計算書類については同法 444 条 6 項）、取締役会の承認は、監査役及び会計監査人の監査を受けた計算書類等についてなされる必要があります（同法 436 条 3 項、連結計算書類につい

---

<sup>4</sup> 関連する問題として、金融商品取引法に基づく開示（有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、臨時報告書等）や適時開示の遅延の問題がありますが、それぞれ一定の手当がなされています（金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」（令和 2 年 2 月 10 日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html>））、（東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」（令和 2 年 2 月 10 日）（<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200210-01.html>））。

<sup>5</sup> 上場廃止基準についても見直しが行われています（<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20200331.html>）。

<sup>6</sup> コロナウイルス関連で継続会を開催する予定であることを公表した事例としては(株)FHT ホールディングス（令和 2 年 3 月 10 日プレスリリース）があります。また、過去の事例としては東芝テック(株)（平成 28 年 6 月 8 日プレスリリース）、ホシザキ(株)（平成 31 年 3 月 8 日プレスリリース）、(株)倉元製作所（令和 2 年 3 月 13 日プレスリリース）(株)ALBERT（令和 2 年 2 月 27 日プレスリリース、その後同年 4 月 21 日プレスリリースで継続会の延期を公表）等があります。

ては同法 444 条 5 項)。

したがって、監査役及び会計監査人の監査が終了していない場合、適法に計算書類等を株主に対して提供することができず、招集手続の法令違反に該当する懸念があります。

また、株主としては、計算書類等の提供を受けることなく、役員選任などの議案につき議決権行使の判断を迫られることになり、機関投資家等から判断材料に欠けるとの批判もあり得ます。

もともと、令和 2 年 4 月 28 日に金融庁・法務省・経済産業省連名で公表された「継続会（会社法 317 条）について」と題する指針<sup>7</sup>（以下「継続会指針」といいます。）が示しているように、当初の定時株主総会における円滑な意思決定を確保するために、既に公表した四半期報告等を活用して、一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うとともに、同月 15 日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」（以下「連絡協議会」といいます。）が公表した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」と題する文書<sup>8</sup>（以下「連絡協議会公表文」といいます。）が示しているように、決算業務、監査業務が完了した後直ちに計算書類等を株主に提供し、継続会において十分な説明を尽くす等の対応を行うことで、全体としてみた場合に招集手続に瑕疵がないといえる余地があり、仮に当初の招集手続が瑕疵を帯びるとしても事後的に治癒され得ると考えます。

#### （連絡協議会公表文の該当部分抜粋）

資金調達や経営判断を適時に行うために当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合には、例えば、以下のような手続をとることも考えられること。

- ① 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行（会社法 317 条）の決議を求める。当初の株主総会においては、取締役の選任等を決議するとともに、計算書類、監査報告等については、継続会において提供する旨の説明を行う。
- ② 企業及び監査法人においては、上記のとおり、安全確保に対する十分な配慮を行ったうえで決算業務、監査業務を遂行し、これらの業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の

<sup>7</sup> <https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

<sup>8</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/01.pdf>

後合理的な期間内に継続会を開催する。

- ③ 継続会において、計算書類、監査報告等について十分な説明を尽くす。継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなどして、株主に十分な周知を図る。

## イ 先行株主総会と継続会との同一性

継続会に招集手続が不要とされているのは、先行株主総会と継続会との同一性が認められるためです。そのため、会議の連続性の有無が重要であるとされ、一般的には時間的にも接近して行われなければならないとされています（多数説は、先行株主総会に関して後から開催される株主総会が先行株主総会の継続会と認められるためには、両者の間が2週間以内であることが必要としています<sup>9)</sup>）。もし、両者の同一性が認められない場合には、あらためて招集手続が必要となります。

もっとも、連絡協議会公表文で示された継続会の具体的なあり方を踏まえ、最大限合理的な努力を尽くして、ここで示された形に則った運用を行うことにより、「新型コロナウイルス感染症の影響」という極めて特殊な緊急事態下における株主総会に限っては、上記のように2週間以内という時間的範囲を超えて継続会が開催されることとなっても、同一性が担保されると考える余地があるように思われます。

この点、継続会指針では、「当初の定時株主総会の時点で継続会の日時及び場所が確定できない場合、これらの事項について議長に一任する決議も許容される。この場合において、継続会の日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る。」とされ、「当初の定時株主総会と継続会との間の期間については、関係者の健康と安全に配慮しながら決算・監査の事務及び継続会の開催の準備をするために必要な期間の経過後に継続会を開催することが許容されると考えられ、許容される期間の範囲について画一的に解する必要は無い。もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になるものと考えられる。」としています。3ヶ月以内であれば一律に継続会として先行株主総会との同一性が肯定されるというものでなく、個別の事情を踏まえた判断とならざるを得ないものの、重要な示唆を与えているものといえます。

## ウ 剰余金の配当

上記のように計算書類等の報告は継続会で行いつつ、当初の総会にお

<sup>9)</sup> 「会社法コンメンタール7-機関(1)」(商事法務、2013年) 288頁〔前田重行〕

いて剰余金配当決議を経ることで、当初の総会の翌日に剰余金配当を行うにあたっては以下の点に留意する必要があります。なお、後述のプランCにおいて取締役会決議により予定通り配当を実施しようとする場合にも同様の点に留意する必要があります。

### ① 分配可能額との関係

剰余金の配当は、分配可能額の範囲内で行われる必要があるところ（会社法 461 条 1 項 8 号）、分配可能額は、最終事業年度の末日基準で計算される剰余金の額をベースに算出されます（同条 2 項、446 条）。

そして、「最終事業年度」とは、会計監査人設置会社の特則（会社法 439 条）の適用を受ける場合には、各事業年度に係る計算書類につき、取締役会の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいいます（会社法 2 条 24 号）。

そのため、令和 2 年 3 月期の計算書類につき取締役会の承認を受けていない場合、「最終事業年度」は 令和元年 3 月期となり、同期の末日基準で計算される剰余金の額をベースに分配可能額が算出される（令和 2 年 3 月期の期中損益は原則として分配可能額の算出にあたって勘案されない）こととなります。

取締役会が剰余金の配当等を決定できる旨の定款の定めがある会社では、会計監査人から無限定適正意見が出ていること等が当該定款の効力発生の要件となっているため（会社法 459 条 2 項、会社法施行規則 116 条 12 号、会社計算規則 155 条、126 条 1 項 2 号イ）、令和 2 年 3 月期の計算書類につき会計監査が完了していない場合には、当該要件を満たすかが問題となります。

この点、上記要件は、「最終事業年度に係る計算書類」についてその充足の有無が問題となるため（会社法 459 条 2 項）、最終事業年度である令和元年 3 月期の計算書類について、会計監査員からの無限定適正意見が出ていること等の要件を満たせばよいと考える余地もあります。

### ② 事後の欠損填補責任との関係

計算書類の承認を行う取締役会や定時株主総会で剰余金配当議案について決議した場合には、事後の欠損填補責任の対象外となります（会社法 465 条 1 項 10 号イ）。

しかし、決算確定前に行われる取締役会において剰余金配当案を

決議した場合は、上記例外規定に当てはまりません（後述のとおりプランCを採りつつ、同様の決議を行う予定の会社もあります）。

また、決算報告は後日の継続会に委ねることとし、計算書類等が提供されていない中で決議事項の決議のみ行う「定時株主総会」の初日が、上記例外規定の「定時株主総会」に該当するかが問題となります。

この点、会社法 465 条 1 項 10 号イが欠損填補責任の例外を設けた理由は、一事業年度に一回は業務執行者が責任を問われる懸念なしに配当を行える機会を設けないと、業務執行者が過度に剰余金の配当に消極的になり、株主の利益に反する事態が生じかねないからです<sup>10</sup>。また、定時株主総会決議による剰余金配当は、最終事業年度末日の会社の財政状況を決算手続により確定し、これに基づいて決算の確定から比較的短期間に行われるため、次の事業年度に欠損を生じるおそれが高いという理由も指摘されています<sup>11</sup>。

かかる趣旨に照らせば、決算報告がなされない定時株主総会の初日であって令和 2 年 3 月期の決算の確定が行われない定時株主総会の初日は次の事業年度に欠損を生じるおそれが高いとはいえないため、上記例外規定の「定時株主総会」に当たらないと解される余地はありそうに思われます<sup>12</sup>。

仮に欠損填補責任を負いうる場合には、過失責任ではあるものの留意が必要です。

なお、令和元年 3 月期が「最終事業年度」となる状況では、会社法 465 条 1 項柱書の括弧書の文言からすれば、令和 2 年 3 月期の決算確定時の欠損の有無が問題になると考えられます<sup>13</sup>。

また、欠損填補責任とは別に、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和 3 年 3 月期の業績悪化が見込まれる場合には、取締役の善管注意義務との関係で、令和 3 年 3 月期の決算確定時に欠損を生じることが見込まれる配当を行うことは適切とはいえず、無配とする選択肢も検討に値するよう思われます。

<sup>10</sup> 江頭憲治郎「株式会社法」〔第 7 版〕（有斐閣、2017 年）690 頁注（2）

<sup>11</sup> 「会社法コメンタール 11－計算等(2)」（商事法務、2010 年）229 頁〔黒沼悦郎〕

<sup>12</sup> 対応方法としてイレギュラーではありますが、監査みなし規定（会社計算規則 130 条 3 項、132 条 3 項、133 条 1 項 2 号ハ等）を用いて監査があったものとみなした上で、株主に提供し、定時株主総会で計算書類等について承認を受け（会社法 438 条 2 項）、剰余金配当議案について決議を経るという選択肢もあり得ます。

<sup>13</sup> 継続会指針は、欠損填補責任には言及していませんが、2019 年 3 月期の確定した計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内において配当を行う場合には、2020 年 3 月期の決算数値から予想される分配可能額にも配慮することが有益であるとしています。

### ③ 効力発生日

東日本大震災時の法務省見解では、「定款に剰余金の配当の基準日を定めている場合に、その基準日株主に剰余金の配当をするためには、当該基準日から3か月以内の日を効力発生日とする剰余金の配当に係る決議（会社法第454条第1項等）をする必要があります。」とされています<sup>14</sup>。かかる見解を前提とすれば、決算業務や監査業務の進捗を踏まえて、総会日を6月末日とする場合であっても配当議案を決議する場合には、その効力発生日は同日とする必要があります。なお、実務上は配当金の支払いは総会日の翌日とされることが一般的ですが、そのためには配当の効力発生日とは別途、配当金の支払開始日を配当議案に含めて決議することで、7月1日に配当金の支払を行うことも可能と考えられます。なお、プランAを採りつつ総会日を6月末日に設定する場合も同様の点に留意する必要があります。

## エ 退任役員の任期満了時期

会社法上、役員の任期は、原則として「定時株主総会の終結の時まで」と規定されているところ（会社法332条1項、336条1項等）、継続会を開催することとした場合には最初の株主総会がなお継続していると考えられ、継続会終了まで役員の任期が満了しないのではないか、という疑問があります。

しかし、会社法が上記のとおり規定した趣旨は、定時株主総会の開催が遅れた場合、新たな取締役が選任される前に取締役の任期が満了し、不在又は欠員の事態が生じることを回避する点にあると解されます<sup>15</sup>。かかる趣旨に照らせば、定時株主総会が形式的には終結に至っていなくとも、既に新たな役員が定款所定の時期に定時株主総会で選任された場合には、旧役員の退任時期を先延ばしに実質的必要性はないため、同日の会が終了した時点で旧役員は退任するという考え方も十分に成り立ち得ると思われ<sup>16</sup>。この点を確認する趣旨で、当初の定時株主総会の役員選任議案や総会時の説明において、当該総会の終了時をもって退

<sup>14</sup> <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0011.html>

<sup>15</sup> 取締役の任期について「会社法コンメンタール7-機関(1)」(商事法務、2013年)462、463頁〔榊素寛〕参照。

<sup>16</sup> 後述のように、登記実務においては定款所定の招集時期の経過により取締役の任期が満了すると解されていることや、旧商法下の裁判例（東京高判平成7・3・30金判985号20頁、東京高決昭和60・1・25判時1147号145頁）の判旨等に照らしても、役員の任期満了時を法の趣旨に立ち返って実質的に解釈することは可能と考えます。

役員が退任する旨を明らかにしておくことが考えられます<sup>17</sup>。仮に上記見解が成り立たなくとも、先行する株主総会終了時点で辞任手続をとること等により実務上は対処可能な問題のように思われます。

#### 4 定時株主総会の開催時期を後ろ倒しにする選択肢（プランC）<sup>18</sup>

##### （1）プランCのメリット

プランCのメリットとしては主に以下のようなものが考えられます。

- ・ 定時株主総会の開催は1回で足りる。

##### （2）プランCのデメリット

プランCのデメリットとしては主に以下のようなものが考えられます。

- ・ 新たな基準日の設定が必要（会社法124条）。
- ・ 定款所定の基準日株主（3月末日時点の株主）は議決権行使できなくなります。
- ・ 経営上重要な議案（監査等委員会設置会社への移行や、合併などのM&A関連議案）が予定されている場合には、経営に支障が生じかねません<sup>19</sup>。
- ・ 本来予定されている時期に役員選任ができないことから、改選期にあるすべての役員が株主の信任を受けないまま会社の経営や監査を続ける形となります。また、兼務役員として他社からの派遣を受けて来ているような社外役員については、他社における人事ローテーションとの関係で6月に退任してもらわないといけない場合などもあり、こうした人事ローテーションに支障が生じる可能性があります。

##### （3）会社法上の論点

###### ア 会社法上の定時株主総会の延期の可否

定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないとされています（会社法296条1項）。

3月末決算の株式会社が6月に定時株主総会を開催するのは、定款で事業年度の末日を議決権の基準日と定め、基準日の効力が3か月であるた

<sup>17</sup> 継続会指針でも、「当初の定時株主総会の時点において改選する必要があるときは、当該時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにすることが考えられる。」とされています。

<sup>18</sup> コロナウイルス関連で定時株主総会を延期することを公表した事例としてはディップ(株)（約2か月の延期、令和2年4月7日プレスリリース）、(株)東芝（延期後の開催日は未定、令和2年4月18日プレスリリース）があります。また、過去の事例としてはGMOインターネット(株)（平成29年3月15日プレスリリース）、(株)ジー・テイスト（東日本大震災の影響を受けて約1か月延期、平成23年5月16日プレスリリース）等があります。

<sup>19</sup> 倉橋雄作「新型コロナウイルス感染症と総会開催・運営方針の考え方」（商事法務2227号13頁）

めです（会社法 124 条 2 項）。

4 月以降の一定の日を基準日と定め、当該基準日の 2 週間前までに公告を行うことで（同条 3 項本文）、6 月の定時株主総会の開催を延期し、状況が解消された後、合理的な期間内に定時株主総会を開催することができると解されます。

法務省は、「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、通常、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられます。したがって、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる」との解釈を公表しています<sup>20</sup>。

以上のような解釈を前提にすると、「定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況」が生じているかどうかの問題となります。

その際には、上記の決算・監査業務の進捗状況に加え、緊急事態宣言の実施期間の延長の有無、開催場所（株主が株主総会の会場に来場する際の移動経路を含む。）、株主の数、来場株主数の見込み、書面による議決権行使数の見込み、来場株主の安全確保の可否等を総合的に考慮して判断することになると思われます。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染防止策は未だ確立されているとは言い難く、万全を期するための経営判断は会社によって異なり得ること、前述の連絡協議会が「法令上、6 月末に定時株主総会を開催することが求められているわけではなく、日程を後ろ倒しにすることは可能である」との解釈を公表していること等に照らせば、極めて特殊な緊急事態下における株主総会に限っては上記の状況の有無について比較的緩やかに解して、開催時期を決定することも可能と考えられます。

## イ 役員任期

定時株主総会が定款所定の時期に開催されなかったときは、原則として、当該時期の経過により役員任期が満了すると解されています<sup>21</sup>。

しかし、天変地変等によって定款所定の時期に株主総会を招集するこ

<sup>20</sup> 法務省「定時株主総会の開催について」（令和 2 年 2 月 28 日）

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)

<sup>21</sup> 松井信憲「商業登記ハンドブック〔第 3 版〕」（商事法務、2015 年）408 頁

とが客観的に困難である場合（取締役が総会招集を怠っているとは評価しがたい場合）には、例外的に定款所定の時期の経過によっても任期満了とはならず、後日に開催された定時株主総会の終結時に任期満了となると解されています<sup>22</sup>。

この点、法務省も、「新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合」には、「改選期にある役員（任期の末日が定時株主総会の終結の時までとされている取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人の任期については、定時株主総会を開催することができない状況が解消された後合理的な期間内に開催された定時株主総会の終結の時までとなる」との解釈を公表しています<sup>23</sup>。

かかる法務省の見解は、「新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合」であることを前提としているため、上記アの延期が可能なケースにおいては、取締役の任期も延期後の定時株主総会の終結の時までとなると考えられます<sup>24</sup>。

## ウ 剰余金の配当時期

取締役会決議で配当を実施できる株式会社<sup>25</sup>を除き、定時株主総会を延期することにより、配当時期も後ろ倒しされることとなります。これに伴い、改めて設定された基準日時点の株主構成が3月末と比べて変わることとなります。

その場合、3月末を基準日として配当が行われるであろうという株主の予想に反することになるが、配当の基準日株主に対する法的責任が直ちに問われるわけではないと考えられることも踏まえ<sup>26</sup>、各社判断していくことになるでしょう<sup>27</sup>。

---

<sup>22</sup> 取締役の任期について渡辺邦宏「取締役の任期と『定時株主総会』の意義」商事法務 2152号（2017年）43頁。

<sup>23</sup> 法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」（令和2年4月13日）  
([http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html))

<sup>24</sup> 仮に任期満了となるとの見解を採ったとしても、任期満了により役員に欠員が生じた場合、退任役員全員がいわゆる役員権利義務者（会社法346条1項）として延期後の株主総会において新たに役員が選任されるまで引き続き経営を続けることになると解されます。

<sup>25</sup> 延期を決定しつつ、取締役会決議により予定通り配当を実施することとした例としてディップ(株)（令和2年4月7日プレスリリース）、(株)東芝（令和2年4月18日プレスリリース）があります。

<sup>26</sup> 大阪株式懇談会編「会社法実務問答集Ⅱ」（商事法務、2018年）245頁以下〔前田雅弘〕

<sup>27</sup> 東京証券取引所は、上記のように新型コロナウイルス感染症の影響により権利付最終日が変更となる可能性がある点について投資者向けに注意喚起を行っています（東京証券取引所「2020年3月期末の配当その他の権利落ちについて」（令和2年3月24日）(<https://www.jpx.co.jp/news/1030/20200324-02.html>))。

## 5 おわりに

以上、考えられる主な選択肢のメリット・デメリット、いくつかの会社法上の論点について述べましたが、リスク管理の観点からは、自社が採りうる複数の選択肢を並行して検討し、ベースプランを設定して検討を進める場合であっても、緊急時に他のプランに移行できるようにしておくことが重要です。

政府は、現在5月6日までとされている緊急事態宣言の実施期間について、感染拡大の状況を踏まえて連休中に延長するか否かの判断を行うものと思われます。仮に定時株主総会の開催時期までに緊急事態宣言が解除されたとしても、現状を見る限り、いきなり各種自粛要請がなくなるものではなく、他国のように段階的に経済活動の再開を目指すことも考えられますので、プランB又はCを採用する場合の開催時期の見極めは困難を伴うことが予想されます。

いずれにせよ、今後も引き続き状況を注視し、随時最新の情報を踏まえて、今年の株主総会の安全かつ適法な開催のための検討を進めることが求められます。

※本記載事項は、公表時点の情報を前提としています。今後新たな情報、解釈が示される可能性があることにご留意ください。ご不明点、ご疑問点等ございましたら、下記執筆担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 高橋 瑛輝 ([takahashi\\_e@clo.gr.jp](mailto:takahashi_e@clo.gr.jp))

弁護士 岩城 方臣 ([iwaki\\_ma@clo.gr.jp](mailto:iwaki_ma@clo.gr.jp))

弁護士 大澤 武史 ([osawa\\_t@clo.gr.jp](mailto:osawa_t@clo.gr.jp))

弁護士 本行 克哉 ([hongyo\\_k@clo.gr.jp](mailto:hongyo_k@clo.gr.jp))